

## 石川コレクション（仮称）に関する古書等探索・収集業務委託 企画提案募集要項

石川県では、「新石川県立図書館基本構想」（平成29年3月策定。以下、「基本構想」という。）に基づき、石川県立図書館の移転・建替を予定しています。新たな図書館では「伝統文化」および「里山里海<sup>※1</sup>・生物文化多様性<sup>※2</sup>」に関し、形態（例：下絵集、写真集など）を問わず、石川県内外の幅広い図書・資料等を収集し、全国でも突出した「石川コレクション（仮称）<sup>※3</sup>」を形成することとしています。

石川コレクション（仮称）に関する古書・資料の探索・収集を行うにあたり、本要項によって企画提案を募集した上で、業務実績や業務実施能力等を総合的に審査し、最も確かな事業者を候補として選定します。

※1 農林業などの営みにより成立した二次的自然であり、農地、人工林、草原のほか河川、ため池なども含めたモザイク状の土地利用が行われてきた「里山」と、豊かな海の恵みが生活の中で利用されてきた沿岸域である「里海」で構成される、生物文化多様性が特に豊かな地域。「能登の里山里海」は2011年に世界農業遺産に認定。

※2 地球上では、森林や里山、川、湖、干潟、海などの生態系に様々な生きものがいて（生物多様性）、その中で人々は、それぞれの土地にある生態系に支えられて、地域独自の衣食住、言葉、信仰、芸術など多様な文化を育てており（文化多様性）、これらが密接に関わりあっている概念のこと。

※3 「伝統文化」、「里山里海・生物文化多様性」に関するコレクションで、図書のみならず、紙資料、写真・動画、音、現物等の様々なメディアで構成され、海外を含む石川県以外の地域の図書・資料等も対象とする。伝統文化の場合では、九谷焼、輪島塗、加賀友禅に代表される伝統工芸に関する歴史、建築、食との関わりや素材、技術、意匠などであり、伊万里焼やセーブル焼など石川の伝統文化に類縁・関連するものについても国内外を問わず対象とし、加えて伝統文化を学ぶ上で重要度の高いもの（土佐和紙、八重山ミンサー、ハプスブルク家の工芸コレクションなど）なども対象となる。また、生物文化多様性であれば、世界農業遺産を構成する資産である自然、生き物、農林水産業、伝統技術、文化・祭礼、景観などが対象となる。

### 1. 業務の名称

石川コレクション（仮称）に関する古書等探索・収集業務委託

発注者：公益財団法人 いしかわ県民文化振興基金（以下、「基金」という。）

### 2. 業務の内容

詳細な業務の概要については別添仕様書のとおり。

### 3. 応募資格

#### (1) 実績

図書館（大学図書館含む）への古書納入実績を有すること。

#### (2) 都道府県古書組合

都道府県古書組合の組合員であること。

#### (3) 次の事項の1つに該当する者は応募できません。

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

- ② 都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ③ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者。
- ④ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者。
- ⑤ 政治団体
- ⑥ 宗教団体

#### 4. 委託予定金額

金1,000,000円以内（消費税及び地方消費税を除く）

但し、図書館での貸出しに供するための図書クリーニング経費や、納入までの保管にかかる経費など、本業務にあたり特別に必要となる経費で、協議の結果、基金が必要と認めた経費に限るものであり、通常古書収集・販売にあたって当然必要となる経費（人件費、通信費、旅費、搬送費等）は含まない。なお、収集した古書等は別途、基金が購入するものとし、委託金額にはその費用は含まれない（12.（4）参照）。

#### 5. 委託期間

契約締結の日から平成33年7月31日まで

#### 6. 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

- （1）質問事項の受付期限  
平成31年1月18日（金）17時（必着）
- （2）書類提出締切  
平成31年1月24日（木）17時（必着）
- （3）審査結果の通知  
平成31年2月1日（金）予定

#### 7. 質問事項について

- （1）提出方法  
郵送、電子メールのいずれかにて提出することとし、提出後、基金の事務局に電話にて受領の確認をすること。
- （2）提出様式  
任意とする。
- （3）提出期限  
平成31年1月18日（金）17時（必着）
- （4）提出先  
14. 提出先・問合せ先の宛先に提出すること。
- （5）回答方法  
質問及び回答について基金のホームページで随時回答し、閲覧に供する。なお、

質問者名は公表しない。(http://www.ishikawabunka.jp/)

## 8. 企画提案に必要な提出物と提出方法

### (1) 提出物

提出書類	様式	提出数	内容等
応募申請書	様式1	1	様式1のとおり
企画提案書	様式2	10	内容は下記「(2) 企画提案書記載事項」に示す通りとし、様式2により作成することとする。
登記事項証明書 (法人のみ)		1	3か月以内に発行されたものとする
財務諸表		1	確定した直近の1年分とする
必要経費の見積書 (任意)		1	通常の古書販売にかかる経費以外で、今回の委託業務において特別の経費が想定される場合はその内容と金額(消費税額がわかるように記載すること)

### (2) 企画提案書(様式2) 記載事項

#### ① 応募者概要

- ・ 応募者の商号または名称
- ・ 創業の時期
- ・ 所属する古書店組合の名称
- ・ 役員及び従業員数

#### ② 業務実績

上記「3. 応募資格(1) 実績」に示す業務実績(直近3件)について(納入図書館、納入時期、納入冊数)

- ③ 伝統文化及び里山里海・生物文化多様性の分野における古書等の取扱い実績
- ④ 本業務にあたり、どのような手法で全国から古書等の収集を行うか
- ⑤ 収集する古書等の破損、汚損、書き込み、カビなどのチェック方法及び体制
- ⑥ 石川コレクション(仮称)をより良いものにしていくために協力できること
- ⑦ その他特記すべき事項

### (3) 提出方法

#### ① 提出方法

持参、郵送のいずれかにて提出すること。郵送の場合は、提出後、基金に電話にて受領の確認をすること。

#### ② 提出先

14. 提出先・問合せ先の宛先に提出すること。

#### ③ 提出期限

平成31年1月24日(木) 17時(必着)

## 9. 企画審査の実施方法

各応募者から提出された企画提案書を、次の基準で審査員が書類審査を行い、基金において集計を行い、候補者を選定する。

## 10. 審査基準

以下の審査基準の観点から総合的な評価を行う。

採点項目	採点基準
業務実績	図書館（大学図書館を含む）への古書納入実績
取扱い分野	伝統文化及び里山里海・生物文化多様性の分野の古書について、十分な取扱い実績を有しているか
収集方法	全国から古書等の収集を行うにあたって、全国規模の協力体制を有するなど、実行力に優れているか
チェック体制	破損、汚損、書き込み、カビ等のチェックの重要性の認識を持ち、特別の人員を配置するなど十分な体制を備えているか。
付加提案	石川コレクション（仮称）をより良いものにしていくための協力が得られるか。
必要経費	業務内容に見合った適切な経費となっているか
業務遂行の安定性	業務遂行に十分な規模の資金力を有していること。

### 11. 選定結果の通知について

- (1) 全ての応募者に対し、選考結果を郵送または電子メールにて通知する。
- (2) 審査内容に関わる質問については一切受け付けない。

### 12. 委託契約の締結について

- (1) 基金は企画審査で選定した候補者から見積書を徴収し、基金が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結する。
- (2) 業務の実施にあたり、県と候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで業務委託仕様書を作成することがある。
- (3) 契約時期は平成31年2月を予定している。
- (4) 収集した古書等については、別の契約に基づき、基金が購入するものとする。

### 13. その他

- (1) 提出された書類の内容は変更することはできないものとする。
- (2) 本業務の支払い条件  
支払いについては、毎年度末に収集実績に応じて精算の上、支払うものとする。  
支払い時期は、適法な請求書を受理して30日以内とする。
- (3) 企画提案に係る一切の費用は全て応募者の負担とする。
- (4) 基金の承諾を得ないで、委託業務を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはな

らない。

(5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

14. 提出先・問合せ先

(公財) いしかわ県民文化振興基金事務局 (石川県県民文化スポーツ部文化振興課内)

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL: 076-225-1346

E-mail: newlibrary@pref.ishikawa.lg.jp

## 石川コレクション（仮称）に関する古書等探索・収集業務委託仕様書

### 1. 委託業務の名称

石川コレクション（仮称）に関する古書等探索・収集業務  
（以下、「本業務」という。）

### 2. 委託業務の目的

石川県では、「新石川県立図書館基本構想」（平成29年3月策定。以下、「基本構想」という。）に基づき、石川県立図書館の移転・建替を予定している。新たな図書館では「伝統文化」および「里山里海<sup>※1</sup>・生物文化多様性<sup>※2</sup>」に関し、形態（例：下絵集、写真集など）を問わず、石川県内外の幅広地域の図書・資料等を収集し、全国でも突出した「石川コレクション（仮称）<sup>※3</sup>」の形成を図ることとしている。本業務は、「石川コレクション（仮称）」に該当する古書・資料（以下、「古書等」という。）を探索・収集することを委託するものである。

なお、収集については、（公財）いしかわ県民文化振興基金（以下、「基金」という。）が行う。収集の規模は12,000冊程度を想定し、基金で設定した予算の範囲内とする。

※1 農林業などの営みにより成立した二次的自然であり、農地、人工林、草原のほか河川、ため池なども含めたモザイク状の土地利用が行われてきた「里山」と、豊かな海の恵みが生活の中で利用されてきた沿岸域である「里海」で構成される、生物文化多様性が特に豊かな地域。「能登の里山里海」は2011年に世界農業遺産に認定。

※2 地球上では、森林や里山、川、湖、干潟、海などの生態系に様々な生きものがいて（生物多様性）、その中で人々は、それぞれの土地にある生態系に支えられて、地域独自の衣食住、言葉、信仰、芸術など多様な文化を育てており（文化多様性）、これらが密接に関わりあっている概念のこと。

※3 「伝統文化」、「里山里海・生物文化多様性」に関するコレクションで、図書のみならず、紙資料、写真・動画、音、現物等の様々なメディアで構成され、海外を含む石川県以外の地域の図書・資料等も対象とする。伝統文化の場合では、九谷焼、輪島塗、加賀友禅に代表される伝統工芸に関する歴史、建築、食との関わりや素材、技術、意匠などであり、伊万里焼やセーブル焼など石川の伝統文化に類縁・関連するものについても国内外を問わず対象とし、加えて伝統文化を学ぶ上で重要度の高いもの（土佐和紙、八重山ミンサー、ハプスブルク家の工芸コレクションなど）なども対象となる。また、生物文化多様性であれば、世界農業遺産を構成する資産である自然、生き物、農林水産業、伝統技術、文化・祭礼、景観などが対象となる。

### 3. 委託業務期間

契約の日から平成33年7月31日まで

### 4. 委託予定金額

金1,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）以内

但し、図書館での貸出しに供するための図書クリーニング経費や、納入までの保

管にかかる経費など、本業務にあたり特別に必要となる経費で、協議の結果、基金が必要と認めた経費に限るものであり、通常古書収集・販売にあたって当然必要となる経費（人件費、通信費、旅費、搬送費等）は含まない。なお、収集した古書等は別途、基金が購入するものとし、委託金額にはその費用は含まれない（5.（1）参照）。

## 5. 委託業務内容

### （1）古書等の探索・収集

基金が随時作成・提示する「収集リスト<sup>※4</sup>」に基づき、全国の古書店や古書市場等から古書等を探索・収集する。収集した古書等は、別の契約に基づき、基金が買い取ることとする。

なお、収集する古書等については、新県立図書館において閲覧・貸出することに鑑み、原則、破損、汚損、書き込み、カビ等がない状態のものとする。ただし、他に在庫がなく、状態や価格の面から収集の可否を判断に迷う場合は、基金に確認することとする。

加えて、1冊の販売単価が2万円を超える古書等についても、収集の可否を基金に確認することとする。

※4 基金が収集対象として選定した図書・資料のリスト。

### （2）クリーニング等

収集した古書等を基金が購入した後、図書館の開架に向けたカバー装着等の作業に即時入ることができるよう、収集した図書は必要に応じてエタノールによる消毒などのクリーニングを行うなど、清浄な状態で管理すること。

## 6. 成果物

以下の成果物を作成し、提出すること。

### （1）収集済みリスト

収集した古書等については、基金への販売価格を記載した収集済みリストを作成のうえ、毎月10日（土・日・祝日の場合はその翌日）に基金に対して電子メールにて提出すること。なお、収集済みリストの様式は委託契約締結後に提示する。

### （2）年次業務報告書（様式は問わない）

毎年度末ごとに、当該年度に収集した古書等の一覧及び、協議の結果基金が必要と認めた経費のうち実際に要した経費の内訳を記載し、次の年度の4月10日（最

終年度は8月10日)までに基金に対して提出すること。

(3) 最終報告書(様式は問わない)

業務完了後、収集した古書等の一覧と基金への個々の販売価格、収集できなかった古書等の一覧、及び、協議の結果基金が必要と認めた経費のうち、実際に要した経費の内訳を年度ごとにまとめて記載し、平成33年8月10日までに基金に対して提出すること。

7. 経費の支払い

6(2)において提示のあった経費について、妥当性が認められるものについては、基金より受託者に電子メールにて通知する。受託者は通知を受けたあと、請求書を基金に対して送付すること。

支払いの時期は、適法な請求書を受理して30日以内とする。

8. 留意事項

本業務の遂行にあたっては、次の点に留意すること。

・収集する古書の価格について

探索した古書等が複数の候補から選択できる場合、原則、状態の良いものの中で最も安価なものを収集すること。

9. その他

(1) 通常古書収集・販売にあたって当然必要となる費用(人件費、通信費、旅費、搬送費等)については、受託者の負担とする。

(2) 本業務遂行の中で知り得た情報については、契約期間満了後も含めて他には一切漏らさないこと。

(3) 本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は基金と受託者で協議の上決定するものとする。

(4) 本業務遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(5) 契約期間中であっても、以下に示す場合には基金は事前通告の上、契約を解除できるものとする。

・古書等の探索・収集が著しく遅延するなど、仕様書に示す業務が遂行できないと判断され、かつその状況が改善されない場合

・その他、信義則に反する行為があった場合

(6) 前項による解除がなされた場合、それまでに発生した経費について、基金はその責を負わない。